

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田中央福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(評議員・役員の報酬)

第2条 非常勤役員や評議員には報酬を支給しないものとする。

2 常勤理事及び理事兼務職員については、職員旅費規程に基づき支給するものとする。

(費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道賃、航空賃、バス賃、宿泊料、日当とする。

(費用弁償)

第4条 法人の役員や評議員、また、理事長の委嘱等を受けた委員らが、法人業務に係わったときは、「別表1」に定める費用弁償を支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

※別表1

(単位：千円)

区 分	鉄 道 賃	航 空 賃	バ ス 賃	宿 泊 料		日 当
				県 内	県 外	
役員・評議員 その他委員	通常運用交通機関の実費払			12,000	15,000	3,000

(注) 常勤理事及び理事兼務職員を除く。